

第9節 国と地方の防災体制

1 国と地方の防災組織等

(1) 防災組織

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県及び市町村に地方防災会議を設置することとしている。これらの防災会議は、日本赤十字社等関係公共機関の参加も得て、災害予防、災害応急及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。中央防災会議においては我が国の防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画を、それぞれ作成することとされている。

(2) 消防庁の防災体制

消防庁は、実動部隊となる消防機関を所管し、地方公共団体から国への情報連絡の窓口として、災害発生時には、地方公共団体から報告を受けた被害情報等を政府全体に共有するとともに、被災した地方公共団体からの要請に応じた広域的な消防応援体制の構築や職員の現地派遣を行う等、国を挙げた災害対応に取り組んでいる。

(3) 地域防災計画の修正

地域における防災の総合的な計画である地域防災計画については、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

消防庁では、令和6年能登半島地震や令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災に係る検証などを踏まえて修正された防災基本計画などに基づき、地方公共団体における地域防災計画の作成の基準等を定めた消防庁防災業務計画を、令和7年8月に修正するとともに、地域防災計画について必要な見直

しを行うよう地方公共団体に要請した。

2 防災に係る体制の整備

(1) 業務継続性の確保

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震では、庁舎・職員が被災した市町村において一時的に行政機能が失われる事態に陥ったほか、令和6年能登半島地震の被災地では、応援職員の執務スペースやネットワーク環境などの整備が課題となつた。これらを踏まえ、地方公共団体においては、非常事態であつても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、必要となる人員や資機材等を事前に定める業務継続計画や、他機関から応援職員を迅速・的確に受け入れるための受援計画について、実効性の向上を図るため、非常用電源の整備、食糧・飲料水等の備蓄、広域防災応援協定の締結、応援職員等の執務スペースの確保や宿泊施設等のリスト化等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、それぞれの計画の作成に関する研修機会を確保するとともに、地方財政措置を通じて、引き続き業務継続性の確保に取り組む。

ア 業務継続計画、受援計画の策定の促進

大規模災害が発生した際でも優先的に実施すべき業務を的確に実施するとともに、不足する人的・物的支援を有効に活用することができるよう、業務継続計画及び受援計画の策定等により、業務継続性を確保しておく必要がある。

消防庁では、地方公共団体に対して業務継続計画及び受援計画の策定を要請している。

地方公共団体の業務継続計画等の策定状況は、令和6年4月1日現在で第2-9-1表のとおりである。

第2-9-1表 地方公共団体における業務継続計画、受援計画の策定率

(令和6年4月1日現在)

	業務継続計画	受援計画
都道府県	100%	100%
市町村	100%	78.5%
合計	100%	79.1%

イ 業務継続計画重要6要素策定説明会等の実施

地方公共団体における業務継続計画に定めるべき特に重要な6要素及び受援計画の策定を促進するため、内閣府と連携して研修会等を開催している。

ウ 災害マネジメント総括支援員等研修の実施

大規模災害発生時において、被災市町村の職員だけでは的確な災害対応を行うことが困難な場合もあることから、総務省では、地方公共団体等と協力し、被災市町村が行う災害マネジメント及び災害対応業務の支援を目的とした応急対策職員派遣制度を運用している。

同制度により派遣され、被害状況の把握や災害対応についての市町村長への助言等を行う「災害マネジメント総括支援員」等の育成を目的とした研修を実施している。

エ 非常用電源の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する自治体庁舎等における非常用電源の設置、既存の非常用電源の機能強化（水害対策、地震対策等）に係る費用に対し、緊急防災・減災事業債による財政措置を講じている。

オ 備蓄物資の確保

災害に備えて、地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材を備蓄している。

なお、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）により、地方公共団体は、毎年1回、物資の備蓄状況の公表が義務付けられた。また、令和7年7月の第45回中央防災会議の決定により、防災基本計画が修正され、地方公共団体が備蓄すべき物資の具体的な品目や量等について改めて明記がなされた。消防庁では、当該法律の施行に合わせて、これらの内容について、内閣府とともに地方公共団体に対して周知を行った。

カ 相互応援協定等の締結

大規模・広域的な災害に適切に対応するためには、地方公共団体の区域を越えて対処することが必要であることから、地方公共団体においては、相互応援協定等を締結している。

消防庁では、内閣府と連携して、地方公共団体に対して地方公共団体間の相互応援協定や地方公共団体と民間機関等との応援協定の締結を要請している。

(2) 災害対応力の強化

短時間の間に刻々と変化していく災害の警戒段階から発災後初動対応段階に至る局面に応じ、適切に対応するためには、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、避難情報の発令など重要な判断・指示を的確に行うことや、危機管理担当幹部が市町村長を確実に補佐することが求められる。

こうした取組、特に小規模市町村における取組を支援できるよう、市町村長及び危機管理担当幹部等を対象とした研修の機会を確保するとともに、インターネットを活用した防災学習コンテンツの開発・提供等、災害対応力の強化に向けて取り組んでいる。

ア 全国防災・危機管理トップセミナー

内閣府及び消防庁では、市町村長を対象として、被災経験のある市町村長や有識者による講演等を行う「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催している。

イ 市町村長の災害対応力強化のための研修

災害発生時には、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な災害対応を行う必要があることから、消防庁では「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している。当該研修は、市町村長と講師が1対1となり、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長へ災害に関する想定される状況を付与し、的確かつ迅速な判断・指示を求める実践的なシミュレーションを行うものであり、これまで1,100名以上の市町村長が参加している。

ウ 防災・危機管理特別研修

大規模災害時には、国及び全国の地方公共団体が連携して被災団体の支援を行うことから、関係機関間の連携を強化するとともに、全国を通じて災害対

応力の向上を図る必要がある。

内閣官房、内閣府及び消防庁では、各都道府県及び政令市の危機管理監、防災担当局長、被災者支援担当部局長等を対象として、内閣危機管理監による講話や、消防防災力・地域防災力の充実強化等についての講義を行う「防災・危機管理特別研修」を開催している。

工 自治体危機管理・防災責任者研修

市町村の危機管理・防災責任者においては、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を深めるとともに、平時から「顔の見える関係」を構築して関係機関間の連携を強化し、災害対応力の向上を図る必要がある。

内閣官房、内閣府及び消防庁では、市町村の危機管理・防災責任者を対象として、内閣危機管理監等による講義を直接聴講する機会や、災害対応全体のタイムラインを踏まえつつ、必要な知識・技術を習得する機会を提供する「自治体危機管理・防災責任者研修」を開催している。

才 防災訓練の実施

大規模災害時に迅速に初動体制を確立し、的確な応急対策をとることは、被害を最小限にするために重要であり、そのためには日ごろから実践的な対応力を身に付けておく必要がある。

消防庁では、各地方公共団体に対し、防災関係機関が相互に連携して防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針である総合防災訓練大綱（中央防災会議決定）を踏まえ、多様な主体との連携や地域の実情に応じた訓練、避難指示等の発令・伝達を含めた訓練などを積極的に実施するよう要請している。

令和6年度においては、都道府県主催で延べ863回、市町村主催で延べ7,267回の防災訓練が実施された。訓練に際しての災害想定は、都道府県、市町村ともに地震に対応するものが多く、訓練形態は実動訓練が最も多い。

力 小規模市町村及び都道府県の災害時初動対応力向上のための連携訓練

消防庁では、災害が頻発化、激甚化する中で、専任の防災担当職員がいない又は少数であるなど、大

規模災害発生時の対応能力に課題を有している全国の市町村を対象に、災害対応に係る実践的な訓練の実施を支援している。

キ 防災・危機管理e-カレッジ

消防庁では、防災・危機管理に関する学びの場を提供するため、消防庁ホームページにおいて防災・危機管理e-カレッジを開設している。

令和6年度においては、同e-カレッジのサイトを改修し、「学校と地域が連携した防災力向上に関する取組」のカテゴリーを新たに設けた上で、カテゴリーごとに動画を公開している。

(3) 外国人に対する災害時の情報発信

消防庁では、外国人傷病者への救急対応のほか、市町村等による外国人住民等に対する円滑な情報提供を可能とするため、一般財団法人自治体国際化協会が作成する、災害時に避難所等で掲示する文字情報があらかじめ多言語に翻訳した多言語表示シートの活用を促進している。

また、多数の外国人旅行者等の利用が想定される駅・空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設において外国人旅行者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、取り組むことが望ましい事項を定めた「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」（令和7年1月総務省消防庁）の周知を通じて、外国人旅行者等に配慮した情報伝達及び避難誘導の普及を促進している。

このほか、総務省及び消防庁では、令和6年7月17日に、災害発生時における外国人の避難支援等に関する諸施策や、各地方公共団体における優良事例をとりまとめた通知を発出した。当該通知では、防災情報の情報発信ツール（観光庁監修の災害時情報提供アプリ「Safety tips^{*1}」や地方公共団体等が独自で提供する防災・気象情報等の情報発信ツール等の伝達手段など）の在留外国人への周知を積極的に図ることや、各都道府県消防学校等において、多言語翻訳サービスをはじめとする災害時の外国人の避難支援等に活用可能な各種ツールの使用上の留意点等について理解を深めるための教育の実施に努めること、地方公共団体において、外国人が参加する防

* 1 Safety tips：平成26年10月に提供を開始。現在15言語に対応。

災訓練を行う際に外国人対応について助言を行う専門家の派遣に係る相談などを受け付ける窓口を総務省及び消防庁に設置したことなどについて、助言や情報提供を行っている。

引き続き、関係省庁との連携を図りつつ、外国人に対する適切な情報発信に取り組んでいく。